

野あそび保険（国内旅行傷害保険） & 山行保険（運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険） 補償内容の概要

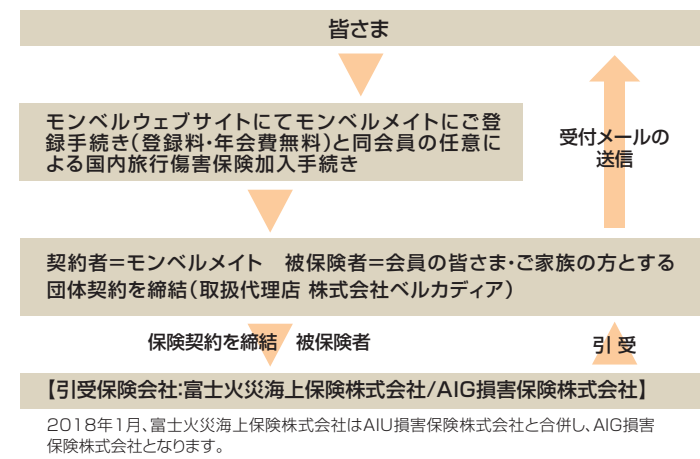
「基本となる補償」の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死 亡 保 険 金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えばは歩行中に病気に意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・産産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技競争などを行っている間に生じたケガ ●戦争・革命内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
後 遺 障 害 保 険 金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入 院 保 険 金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
手 術 保 険 金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10＝手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5＝手術保険金の額	など ※ただし、山行保険ご加入の場合は、ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山であっても補償対象となります。

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手段(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした財物に対する損害賠償責任
携行品損害補償特約	被保険者が旅行行程中に携帯していた身の回り品(被保険者本人所有のもの)に偶然な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額で算定した損害の額または修理費をお支払いします。(時価額は限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) ●(注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ○クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、オートバイおよびこれらの付属品 ●ビックル・アイゼンを使用する山岳登山の登山用具 (注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥、故障 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷
救護者費用等補償特約	被保険者が旅行行程中に、次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) ●搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 ●被保険者が旅行行程中に被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●山岳遭難を除く捜索救助費用 ●現地までの救護者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ●救護者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●諸雑費(現地交通費、通信費など、3万円限度)	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●脳疾患、病気または心神喪失 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
遭難捜索費用補償特約	日本国内において山岳登山(注)の行程中に遭難された場合に、保険金をお支払いします。 (注)ビックル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング、フリークライミングをいいます。 【お支払いする保険金】 被保険者の捜索救助・移送のために捜索者に支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて遭難捜索費用保険金額をお支払限度とします。	

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト 代表者 辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトより受付完了メールを送信いたします。

【引受保険会社】富士火災海上保険株式会社/AIG損害保険株式会社



【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

以下の要件を満たすことが必要です。

- モンベルメイト(登録無料)であること。
- インターネットメールアドレスを所有していること。
- 本人名義のクレジットカードを所有していること。
(お取扱いはカードJCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有していること。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険期間終了時点での年齢が満90歳以上の場合はご加入いただけません。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)のいずれか1名です。

- 既にご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
②被保険者がご加入者本人以外の場合

【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

※(17-783S 2018-11)

事故が起これば

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)にご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ
傷害事故受付

<http://hoken.montbell.jp>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ

☎0120-938-593 携帯電話・PHSからは 06-7220-3393

Eメールアドレス hoken@montbell.com

【受付時間】10:00～18:00 【休日】3月～10月/無休 11月～2月/日曜・祝日

mont-bell outdoor challenge

取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア

保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

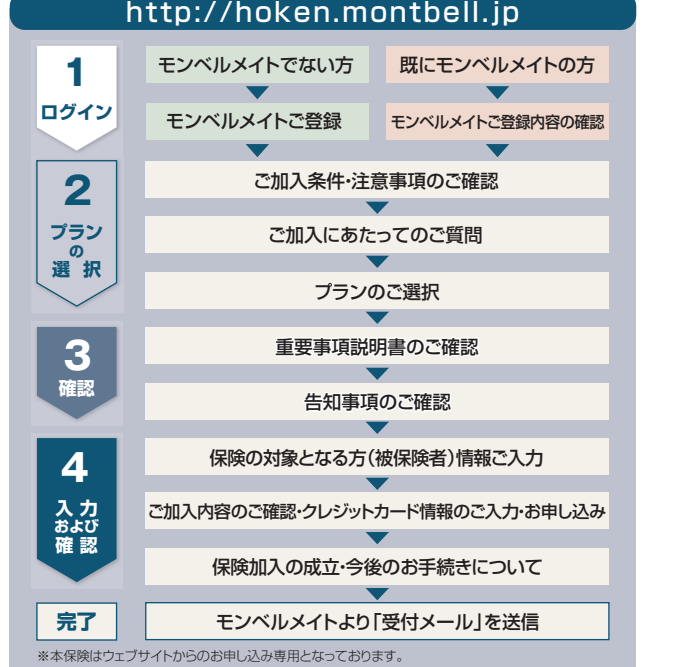
引受保険会社

富士火災海上保険株式会社/AIG損害保険株式会社
(2018年1月1日以降)

大阪法人営業第一部営業第三課
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランドフロント大阪タワーB
TEL.06-7223-3013

2018年1月、富士火災海上保険株式会社はAIG損害保険株式会社と合併し、AIG損害保険株式会社となります。

【ご加入手続きの流れ】 モンベルウェブサイト



mont-bell mate

<モンベルメイトについて>
(登録無料)

1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
●モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
●通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
●アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
●既保険加入者(2005年4月1日以降)

2.サービス内容
モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

3.登録内容に変更があった場合
氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

http://hoken.montbell.jp

短 期
補償タイプ

保険期間1泊2日から
保険料250円から

モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて
選べる2タイプ

モンベル野あそび保険
国内旅行傷害保険

モンベル山行保険
運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険

安心と一緒に
出かけよう

スマホでも簡単お申し込み
出発当日のお申し込みもOK
保険料¥250からで、救助もケガもカバー



2018年1月1日以降保険始期契約用

お申し込みは
モンベルウェブサイトから

<http://hoken.montbell.jp>

mont-bell

mont・bell 国内旅行傷害保険

国内旅行中のさまざまなアクシデントに対応します。

保険料¥250〜で しっかり補償！

1泊2日¥250からの保険料で、ケガによる入院*や捜索救助費用もカバー。個人賠償責任は最高1億円まで補償します。
※入院保険金の補償のないプランもあります。

4大 特長

お申し込み当日の ご出発でも補償！

お申し込みの際、当日から30日先までの間よりご希望の保険開始日(=出発日)を選べます。お選びいただいた保険開始日のご自宅を出発した時点からの補償開始となります。
※ご出発までに加入手続きを完了させてください。

ネットで簡単 スピーディにお申し込み！

モンベルウェブサイトから、補償プランを選んで加入するだけ。スマートフォンからもアクセスでき、お支払いはクレジットカードでOK。その場でお手続きが完了します。

モンベルクラブ メンバーズポイントが貯まる！

モンベルクラブ会員さまのお申し込みには、ご本人のみならずご家族の方を被保険者としてご加入についても、保険料の3%のポイントが貯まります。*

※1,500ポイントを上限とします。

補償内容

ケガで死亡されたとき



ケガで後遺障害が生じたとき



他人にケガをさせてしまったとき



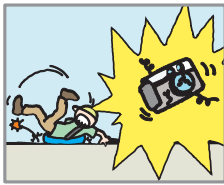
家族による救援が必要なとき



遭難者の捜索が
必要なとき



入院・手術の補償が
必要なとき(日額)



自分のものを
壊してしまったとき

Q&A

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金の支払い対象となりますか？

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温火傷なども支払の対象となりません。ただし、滑落などの事故が原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。

Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか？

A. スキーの板は携行品の対象となります。以下、携行品対象となるもの、対象とならないものの主な例を参考ください。

<対 象> スキーの板、スノーボードの板、つり竿、カメラ、メガネ、サングラス、個人用ノートパソコンなど
<対象外> ヨット、ボート、モーターボートなど

Q3. 救援者費用と遭難捜索費用はどう違うのですか？

A. ●「救援者費用」とは、旅行行程中に生じた遭難などの事故により、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費のことです。「救援者費用等補償特約」ではこれらの費用が補償されます。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山などの事故については、モンベル山行保険ご加入時のみ、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費が補償されます(捜索救助費用は補償の対象外となります)。
●「遭難捜索費用」とは、日本国内において山岳登山の行程中に遭難した場合に、遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のことです。モンベル山行保険の「遭難捜索費用補償特約」ではこの費用が補償されます。

Q4. インターネット環境やクレジットカードがない場合、近くにモンベルストアがない場合は保険契約できませんか？

A. 申し訳ございませんが、本保険はウェブサイトからの申し込み専用となっております。別商品の保険期間1年・3年・5年の傷害総合保険「モンベル野外活動保険」「モンベル山岳保険」はモンベルストア店頭でのご加入も可能ですので、そちらへのご加入をご検討ください(補償内容は本保険と異なります)。

モンベル野あそび保険

保険料 ¥250 から

国内旅行期間中の、事故によるケガや道具の破損まで、さまざまなトラブルに対応

国内旅行期間中にトレッキング、サイクリングやゲレンデスキーなど、さまざまなアウトドアライフを楽しむ方のための保険です。アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、捜索救助費用、ご家族(救援者)が事故現場へ向かう交通費や宿泊費、他人をケガさせてしまった場合の賠償事故、ギア(道具)やカメラなど持ち物の盗難や破損など、旅行中のあらゆるトラブルからお守りします。



ハイキング



トレッキング



サイクリング



カヌー・カヤック

※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

補償内容		プラン名	1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで
			SA11	SB11	MA11	MB11	LA11
保 険 料			500円	250円	500円	250円	500円
保 険 金 額	基本補償	死亡保険金	506.5万円	290.8万円	286万円	163.1万円	115.7万円
		後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約20.2万円～ 506.5万円	約11.6万円～ 290.8万円	約11.4万円～ 286万円	約6.5万円～ 163.1万円	約4.6万円～ 115.7万円
		入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	7,500円	3,500円	4,000円	2,000円	1,000円
		手術保険金 (1事故につき1回)	75,000円 入院中 37,500円 入院中以外	35,000円	40,000円	20,000円	10,000円 5,000円
	特 約	個人賠償責任補償 (1事故につき)	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度
		携行品損害補償 (自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)	10万円限度	—	10万円限度	—	10万円限度
		救援者費用等補償 (保険期間を通じて)	300万円限度	300万円限度	300万円限度	300万円限度	300万円限度

【全てのプランにセット】※賠償事故の解決に関する特約

(2018.01)

例えば

トレッキング中に滑落、重傷を負い行動不能に。捜索隊による捜索、救助を受けてそのまま入院。50日間の入院と、入院中の手術を余儀なくされた。

SA11プランの場合 〔入院保険金：7,500円×50日＝375,000円 手術保険金：7,500円×10倍＝75,000円〕
375,000円+75,000円＝450,000円+捜索救助費用の実費負担等(上限300万円)が受け取れます。

ゲレンデスキー中に立ち木に衝突し負傷、履いていたスキー板も損傷。10日間の入院を余儀なくされた。

MA11プランの場合 〔入院保険金：4,000円×10日＝40,000円〕
40,000円+スキー板の修理費用実費*が受け取れます。
※保険金は10万円が限度で、自己負担額3,000円が差し引かれます。

モンベル山行保険

保険料 ¥1,000 から

より危険度の高いアウトドア・スポーツでの事故や遭難時に捜索費用まで補償

国内旅行期間中に、ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や、登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象とした保険です。「野あそび保険」に、危険度の高い山岳登山中の事故などの補償を加え、さらに遭難時の救助隊による捜索活動にかかった費用まで補償します。

ハイキング
トレッキング
サイクリング
カヌー・カヤック



ピッケルを使用する
山岳登山



登山用具を使用する
山岳スキー



ボルダリングなどの
クライミング



登山用具を使用する
クライミング

※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

補償内容		プラン名	1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで	
			SD11	SF11	MD11	MF11	LD11	LF11
保 険 料			2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,500円	1,500円
保 険 金 額	基本補償	死亡保険金	261.6万円	199.9万円	108.7万円	100.5万円	246.5万円	327.2万円
		後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約10.4万円～ 261.6万円	約7.9万円～ 199.9万円	約4.3万円～ 108.7万円	約4万円～ 100.5万円	約9.8万円～ 246.5万円	約13万円～ 327.2万円
		入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円	—	1,500円	—	1,000円	—
		手術保険金 (1事故につき1回)	20,000円 入院中 10,000円 入院中以外	—	15,000円 7,500円	—	10,000円 5,000円	—
	特 約	個人賠償責任補償 (1事故につき)	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度
		携行品損害補償 (自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)	10万円限度	—	10万円限度	—	10万円限度	—
		救援者費用等補償 (保険期間を通じて)	300万円限度	300万円限度	300万円限度	300万円限度	300万円限度	300万円限度
		遭難捜索費用補償 (保険期間を通じて)	100万円限度	50万円限度	100万円限度	50万円限度	100万円限度	50万円限度

【全てのプランにセット】※賠償事故の解決に関する特約

(2018.01)

年間を通じてアウトドア・アクティビティを楽しむ方はこちら！

長期補償タイプ
保険期間1年・3年・5年

モンベル 傷害総合保険

モンベル野外活動保険™
傷害総合保険

モンベル山岳保険
運動等危険補償特約付傷害総合保険

モンベル自転車保険
交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険

◎モンベルウェブサイトおよび全国のモンベルストアにてご加入いただけます。(一部店舗を除く)
◎モンベルストアでお申し込みの場合は、保険料は店頭でのお支払いです。印鑑不要、最短で翌日正午からの補償開始が可能です。損害保険販売の資格を持ったスタッフがご案内いたします。
※補償内容・引受条件等は「国内旅行傷害保険」と異なりますのでご注意ください。
詳細はモンベルウェブサイトまたは、パンフレット等でご確認ください。

